

Go To トラベル事業

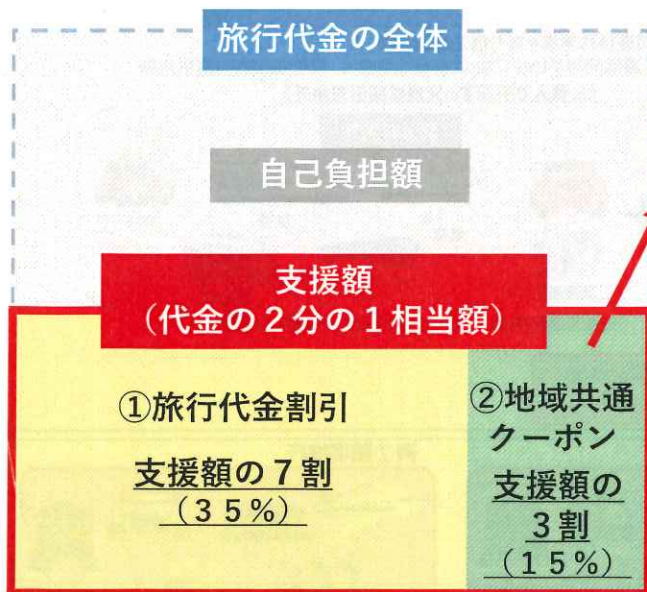


Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

※本資料の内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、政府の全体方針等を踏まえて変更することがあります。

Go To トラベル事業の概要

- **国内旅行**を対象に宿泊・日帰り旅行代金の**1/2相当額**を支援。
- 支援額の内、①**7割**は**旅行代金の割引**に、②**3割**は**旅行先**で使える**地域共通クーポン**として付与。
- 一人一泊あたり**2万円が上限**（日帰り旅行については、**1万円が上限**）。
- **連泊制限**や利用回数の**制限なし**。



【地域共通クーポン】

- 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。(1,000円未満の端数が生じる場合は四捨五入。端数が500円以上の場合には1000円のクーポンが付与。)
- 支援額3割を地域共通**クーポン**として**利用者に配布**。
- **地域の観光協会**や観光地域づくり法人(**DMO**)・**商工会**・**商工会議所**等を通じて、**地域の店舗の参加・登録**を呼びかけ。
- **事務局で一括発行**し、旅行代理店や宿泊施設で配布。

①旅行代金割引と②地域共通クーポンが1セット

支援額の例

○具体的な利用イメージ

① 1人で1泊2万円の場合

旅行代金/宿泊代金



支援額



支援額の内訳



② 1人で1泊5万円の場合

旅行代金/宿泊代金



支援額



支援額の内訳



割引対象となる旅行商品

宿泊旅行の場合

..... 割引対象範囲

個人旅行（家族旅行含む）



① 宿泊（※）+交通機関等のセットプラン

宿泊+航空・鉄道・バス・旅客船・タクシー・高速道路等



※性風俗関連特殊営業を営む宿泊施設を除く
※宿泊と交通機関等がセットになった商品の場合は、交通機関等も割引対象。

② 宿泊のみ

(※個人で手配する交通は割引対象外)



※高速道路料金のみや、交通機関のみは割引対象外。

③ 宿泊に準ずるもの

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車
※座席のみとみなされるものを除く

団体旅行



例① 修学旅行



例② 職場旅行



※宿泊施設が、宿泊サービスと交通サービスをセットで商品販売する場合は、原則として旅行業の登録が必要。³

割引対象となる旅行商品

日帰り旅行の場合

..... 割引対象範囲

○ 往復の乗車券等の移動+旅行先での消費となる食事や観光体験等とのセットプランが対象。

個人旅行（家族旅行含む） ・団体旅行



例：往復交通+a

往復乗車券 + 日帰り温泉券 	往復乗船券 + 旅行先でのランチ
高速道路周遊バス + 体験型アクティビティ 	高速バス往復 + いちご狩り
往復航空券 + 体験型アクティビティ 	地域周遊きっぷ + うどん店めぐり券

※地域周遊きっぷは往復の乗車券等を組み合わせたものであることが必要。

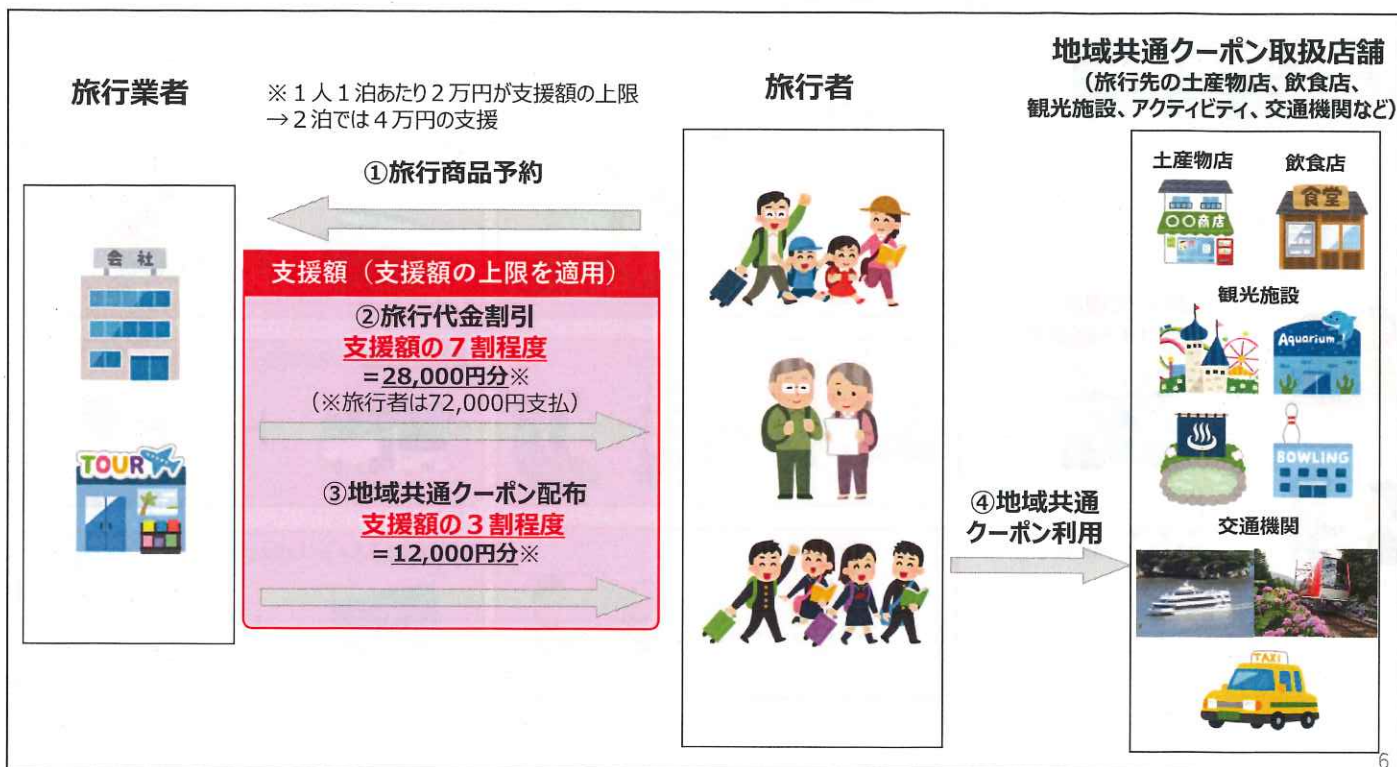
旅行者による利用イメージ①

例) 1泊2食付き1人2万円の温泉旅館に宿泊する場合



旅行者による利用イメージ②

例) 2泊3日 1人10万円のツアー旅行 (往復の交通費、宿泊費等込み) に参加する場合



旅行者による利用イメージ③

例) 1人3万円の日帰り旅行 (往復の交通費 + 食事や観光体験等) に参加する場合

